資料4

障第 号 令和6年 月 日

事業者の皆様 (営利・非営利、個人・法人の別を問わない)

> 山梨県福祉保健部障害福祉課長 (公 印 省 略)

買い物時における障害者への合理的配慮についての アンケート調査結果について

平素より、本県の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月1日付けで「改正障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、本県では「山梨県障害者幸住条例」を改正し、同日施行いたしました。今回の改正で、事業者の皆様の障害者に対する「合理的配慮の提供」が、従来の「努力義務」から「義務」となりました。

そこで、本県では障害者の日常生活の中で重要な位置を占める買い物の場面において、 合理的配慮について障害者と事業者が相互に理解を深めるため、双方に対してアンケート を実施し別添のとおり結果をまとめました。

申出の内容は、障害の特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なりますので、別添のアンケート調査結果を参考にしていただき、合理的配慮の提供について、従業員の皆様の理解促進と適切な運用に向けた御協力を賜りますようお願いいたします。

(留意事項)

- ・障害者から「社会的なバリア(生活する上で妨げとなるもの)」の除去の申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、そのバリアを取り除くための配慮を講ずることが必要です。
- ・障害者から申し出のあった「合理的配慮の提供」の具体的な手段が過重な負担であると きは、求められた手段を行う義務はありませんが、可能な限り障害者との話し合い(建 設的対話)を通じて、解決策(代替手段含む)を検討していくことが重要です。

(参考)

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/



山梨県福祉保健部障害福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1 電話 055-223-1362 / FAX 055-223-1464 E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp